

大阪広域水道企業団告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託する。

令和5年6月9日

大阪広域水道企業団企業長職務代理者
大阪広域水道企業団副企業長 松本 竜三

1 委託事務

スマートフォン等の電子機器による決済サービス（以下「スマホ決済」という。）における収納の事務

2 受託者の名称等

委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	提携スマホ決済提供元の 本部所在地、名称	チェーン名
河南水道事業における水道料金収納事務及び河南町から大阪広域水道企業団が受託した当該地方公共団体における下水道使用料収納事務	株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	東京都港区港南二丁目16番5号 楽天ペイメント株式会社	楽天ペイ

3 委託期間

令和5年6月9日から令和6年3月31日まで